

御宿町地域公共交通活性化協議会設置規約

(設置)

第1条 御宿町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所を千葉県夷隅郡御宿町須賀1522番地 御宿町役場内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 交通計画及び改善計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画及び改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 交通計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (6) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 御宿町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者

- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者労働組合代表又はその指名する者
- (7) 夷隅土木事務所長又はその指名する者
- (8) いすみ警察署長又はその指名する者
- (9) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
- (10) 一般社団法人千葉県タクシー協会会長又はその指名する者
- (11) 一般社団法人千葉県バス協会会長又はその指名する者
- (12) J R 東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長又はその指名する者
- (13) その他協議会の運営上必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員になっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。
- 3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、御宿町長をもって充てる。
- 3 副会長は1名とし委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。ただし、欠員する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

- 3 委員は、会長が認める場合に限り、会議への出席及び議決権の行使を当該委員と同等の権限を有する者に委任することができる。
- 4 協議会の議決は、出席委員の多数決をもって決する。なお、採決の結果可否が同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会長は、やむを得ない事情により交通会議を開く余裕のない場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徵し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって協議会の議決に変えることができる。
- 7 協議会は原則公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は非公開で行う。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、御宿町企画財政課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費)

第14条 委員が協議会等に出席した場合は、次に定めるところにより報償費を支給する。

(1) 会長3,000円及び交通費相当分

(2) 委員2,900円及び交通費相当分

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この規約は、令和5年2月28日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第5条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。